

## eラーニングライブラリ®新コース ビジネス法務シリーズ第5弾

## 『独占禁止法入門コース』12月開講

## 全ビジネスパーソン必修！ 独禁法違反につながる「やってはいけない」行為を理解する

株式会社日本能率協会マネジメントセンター(代表取締役社長：張士洛、中央区、以下 JMAM[ジェイマム])は、オンラインで学べる法人企業向け教育ツール「eラーニングライブラリ」\*1の12月新コースとして、『独占禁止法入門コース』を開講しました。

法令遵守に対する社会の目が厳しくなる一方で、職場では、従業員の知識不足や、業界の慣行・慣例などによって、法令違反を問われる行為があとを絶ちません。特に独占禁止法(独禁法)は、「大手企業を対象としたもので自社には関係しない」と誤って認識されたり、必要性はわかっているにもかかわらず敬遠されたりするため、何か起こったときには経営を揺るがす大問題になりかねません。

このような背景のもと、JMAMでは、「ビジネス法務シリーズ」第5弾として、『独占禁止法入門コース』を開講いたしました。独禁法の全体像や関連法の規制内容など、すべてのビジネスパーソンに必要な基礎知識を、身近な事例やクイズを通して学習します。

これまでの「ビジネス法務シリーズ(『インサイダー取引規制コース』、『下請法入門コース』、『景品表示法入門コース』、『知財入門コース』)」と同様、本井総合法律事務所 弁護士・本井克樹氏の監修により、専門的で難解な法務の知識を、日常業務に落とし込んで解説します。

JMAMが提供するeラーニングライブラリは、オンラインで1年間、いつでも、何度でも、手軽に学ぶことができる、法人向け教育ツールです。個人個人の学習履歴を簡単に把握できるほか、費用についてもマネジメント系教育テーマ全188コースを一人あたり7,700円(税込)\*2というリーズナブルな価格で受講できます。パソコン、スマホ、タブレット端末などからインターネットを通じて手軽に取り組むことができ、現在、約2,700社超、のべ190万人を超える企業・団体に導入されています。

このほかにも管理職への人事・労務管理教育や全社一斉のコンプライアンス教育、内定者・新入社員教育、英語・中国語などのグローバル教育他、幅広く活用されています。

JMAMでは、今後も企業の人材育成を支援するべく様々なサービスを展開していく予定です。

日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)について：JMAMは現：一般社団法人日本能率協会(JMA)から1991年に分社し、設立されました。通信教育・研修・アセスメント・eラーニングを柱とした人材育成支援事業、能率手帳の新生ブランド『NOLTY』や『PAGEM』を代表とする手帳事業、ビジネス書籍の発行を中心とした出版事業を通じて、時間(とき)と成長のデザインを大切にしながら、自由で豊かな人生を送りたいと願う全ての人に伴走し、その思い描く未来へと導いていきます。[www.jmam.co.jp](http://www.jmam.co.jp)

\*1：JMAMが提供する「eラーニングライブラリ®」は、「むずかしい」を「わかりやすく」、「手軽に学べて、満足できる」ことを特長とし、インターネットで、1年間、いつでも、何度でも受講できます。内定者・新人から管理職までの階層別教育、コンプライアンスやビジネススキル、語学といった目的別教育、技術・技能教育など幅広いラインアップとなっています。また、eラーニングライブラリの大きなメリットとして、契約期間中は追加料金無しで、新コースが追加されていくことです。教材改訂も随時実施しており、スマホ・タブレット対応等、継続的にeラーニングライブラリの充実を図っています。2019年11月末現在、全245コース(開発中含む)のラインアップを、2,700社超、のべ190万人以上が利用しています。  
[http://www.jmam.co.jp/hrm/elearning\\_lib/index.html](http://www.jmam.co.jp/hrm/elearning_lib/index.html)

\*2：マネジメント系ライブラリ(2019年12月現在、開発中含む188コース)10名さま、7万7000円(消費税10%含む)にてご利用いただいた場合の金額となります。ご契約内容に応じて、費用は変動いたします。

eラーニングライブラリ®は、株式会社日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)の登録商標です。

## 【報道関係者お問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター 広報担当

TEL：03-6362-4361 / E-mail：[PR@jmam.co.jp](mailto:PR@jmam.co.jp)

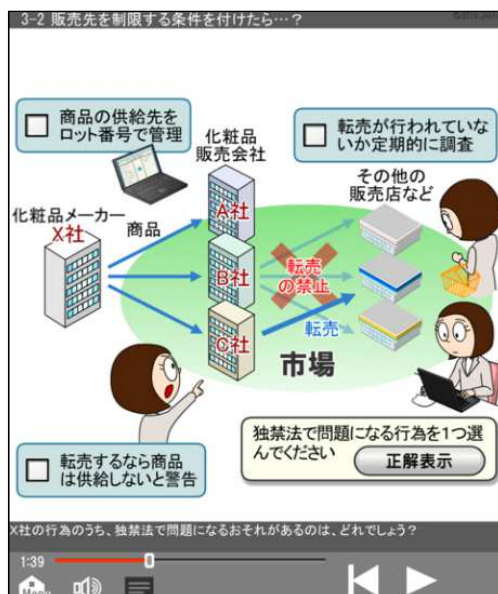
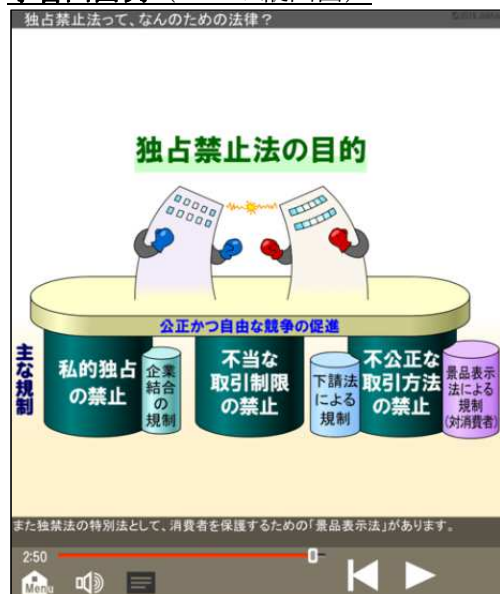
## 【サービスに関するお問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター パーソナル・ラーニング事業本部 TEL：03-6362-4345

## ビジネス法務シリーズ第5弾『独占禁止法入門コース』の概要

1. **ねらい**：  
本コースでは、独占禁止法の概要、規制内容などについて、身近な事例をもとに、一人ひとりが気をつけるべきことを学びます。
2. **特長**：  
  - 独占禁止法の概要、規制内容など、ビジネスパーソンとして押さえておくべきポイントを短時間で学びます。
  - 日常のビジネスシーンで起こりがちな、「やってはいけない」事例を取り上げ、一人ひとりが気をつけるべきことを理解します。
3. **学習時間**： 想定学習時間 1時間／最短実行時間 29分
4. **対象**：ビジネスパーソン全般
5. **カリキュラム**：  
 プロローグ：独占禁止法って、なんのための法律？  
 第1章 3本柱の2本「私的独占」「不当な取引制限」を押さえよう
  - 1-1 私的独占の禁止
  - 1-2 不当な取引制限の禁止① [カルテル]
  - 1-3 不当な取引制限の禁止① [入札談合]
 第2章 これも違法行為？！「不公正な取引方法」を理解しよう
  - 2-1 不公正な取引方法の禁止
  - 2-2 ①取引拒絶
  - 2-3 ②差別対価、差別取扱い
  - 2-4 ③不当廉売
  - 2-5 ④再販売価格維持行為
  - 2-6 ⑤優越的地位の濫用
  - 2-7 ⑥ぎまんの顧客誘引、不当な利益による顧客誘引
  - 2-8 ⑦抱き合わせ販売等
  - 2-9 ⑧排他条件付取引
 第3章 ケースで学ぶ 独占禁止法
  - 3-1 自社とだけ取引するように持ちかけたら...？
  - 3-2 販売先を制限する条件を付けたら...？
  - 3-3 不人気の在庫品を抱き合わせ販売したら...？
  - 3-4 取引先に自社セール品の購入をお勧めしたら...？
 ※テスト問題 1回（客観式 10問、ランダム出題）

### 学習画面例（スマホ縦画面）



▼『独占禁止法入門コース』ご紹介サイト

[http://www.jmam.co.jp/hrm/course/elearning\\_lib/vmj.html](http://www.jmam.co.jp/hrm/course/elearning_lib/vmj.html)